

市重要史跡及び市重要勝地、並びに市重要天然記念物内に土地を所有する個人に対する
管理奨励金交付基準

【平成22年4月1日付22川教文第451号 教育長決裁】

1 趣旨

この基準は、川崎市指定文化財管理奨励金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第4条に基づき、市重要史跡及び市重要勝地、並びに市重要天然記念物内に土地を所有する個人に対する管理奨励金交付額について定めるものとする。

2 対象

この基準において、管理奨励金交付の対象は、次の各号に示すものとする。

- ①川崎市重要史跡内に土地を所有する個人
- ②川崎市重要勝地内に土地を所有する個人
- ③川崎市重要天然記念物内に土地を所有する個人

3 管理奨励金交付金額の決定

第2項に該当する場合は、各文化財内に所在する個人所有地のうち、文化財に該当する土地における当該年度固定資産税及び都市計画税相当額または近傍地における固定資産税及び都市計画税相当額を管理奨励金交付金額とする。

4 補 則

この基準に定めるもののほか、個人が市重要史跡及び市重要勝地、並びに市重要天然記念物内に土地を所有する場合の管理奨励金交付に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。